

報告

大学教育の分野別質保証のための
教育課程編成上の参照基準
社会福祉学分野



平成27年（2015年）6月19日

日本学術会議

社会学委員会

社会福祉学分野の参照基準検討分科会

この報告は、日本学術会議社会学委員会社会福祉学分野の参照基準検討分科会の審議結果を取りまとめ公表するものである。

日本学術会議社会学委員会社会福祉学分野の参照基準検討分科会

委員長	白澤 政和	(連携会員)	桜美林大学大学院老年学研究科教授
副委員長	和氣 純子	(連携会員)	首都大学東京大学院人文科学研究科教授
幹事	岩崎 晋也	(第一部会員)	法政大学現代福祉学部教授
幹事	金子 光一	(連携会員)	東洋大学社会学部教授
	住居 広士	(連携会員)	県立広島大学大学院教授
	須田 木綿子	(連携会員)	東洋大学社会学部教授
	直井 道子	(連携会員)	桜美林大学大学院老年学研究科特任教授
	中野 いく子	(連携会員)	東海大学健康科学部前教授
	中野 敏子	(連携会員)	明治学院大学社会学部教授
	二木 立	(連携会員)	日本福祉大学学長
	野口 定久	(連携会員)	日本福祉大学大学院委員長・教授
	平岡 公一	(連携会員)	お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授
	牧里 每治	(連携会員)	関西学院大学人間福祉学部教授
	石川 到覚	(特任連携会員)	大正大学人間学部前特任教授
	大島 巖	(特任連携会員)	日本社会事業大学学長

この報告書の作成に当たり、以下の方々にも審議にご協力をいただきました。

市川 一宏 ルーテル学院大学学事顧問・教授
上野谷 加代子 同志社大学社会学部教授

本件の作成にあたっては、以下の職員が事務を担当した。

事務局 井上 示恩 参事官(審議第一担当)
 渡邊 浩充 参事官(審議第一担当)付参事官補佐
 石部 康子 参事官(審議第一担当)付専門職

要 旨

1 作成の経緯

2008年5月、日本学術会議は文部科学省高等教育局長から日本学術会議会長宛てに「大学教育における分野別質保証の在り方に関する審議について」と題する依頼を受けた。このため、日本学術会議は、同年6月に課題別委員会「大学の分野別質保証のあり方検討委員会」を設置して審議を重ね、2010年7月に回答「大学教育の分野別質保証の在り方について」を取りまとめ、同年8月に文部科学省に手交した。この回答においては、分野別質保証のための方法として、分野別の教育課程編成上の参照基準を策定することを提案している。今般、社会福祉学分野の参照基準が取りまとめられたことから、同分野に関連する教育課程を開設している大学等、各方面で利用していただけるようここに公表する。

2 報告の概要

(1) 社会福祉学の定義

社会福祉学が対象とする「社会福祉」とは、人々が抱える様々な生活問題の中で社会的支援が必要な問題を対象とし、その問題の解決に向けた社会資源の確保、具体的な改善計画や運営組織などの方策や、その意味づけを含んだ「社会福祉政策」（以下、政策）と、問題を抱えた個人や家族への個別具体的な働きかけや地域・社会への開発的働きかけを行う「社会福祉実践」（以下、実践）によって構成される総体である。この点をふまえ、社会福祉学は第一に、社会福祉の政策と実践の「現実（実体）」を対象とし、なぜそのような現実が存在するかを、その矛盾も含めて系統的に追究する学問であり、第二に、多様な個人の幸福（well-being）の追求を支える、誰にとっても生きやすい社会の幸福を追求するためのあり方を提起する学問である。

(2) 社会福祉学の固有の特性

社会福祉学に固有な視点は、第一に、実体としての社会福祉を政策と実践に分け、これらが相互に関連するシステムとして捉えることである。第二に、政策と実践の関連システムとしての社会福祉の実体を、これを貫く価値や規範とともに把握することである。社会福祉学の学問としての固有性は、政策と実践の関連システムの把握と、実体と価値との関連の追究という二段構えの複眼的視点に立つことである。こうした社会福祉学の複眼的視点は、歴史的に社会福祉学の本質を巡る論争の中で形成されてきた。社会福祉学は、社会福祉専門職に必要な倫理・知識・技術を研究し教育することにとどまらず、多様な価値観や利害関係をもつ当事者、機関・団体、一般市民等に対して、政策や実践の相互関連システムの学術的解明やデータ構築を基礎に、新たな価値を含んだ問題解決の方向性を示す役割を担っている。特に、社会福祉学は深刻な生活問題と強く関わっており、こうした問題を社会へ提起すると共に、それらの問題を抱えた人々を含んだ個人の幸福の追求を社会の幸福の追求につなげる道筋を明らかにする責任を持っている。

(3) 社会福祉学を学ぶ学生が身に付けるべき基本的素養

社会福祉学を学ぶ学生は、個人と社会の幸福を両者の連関を踏まえて追求し、説明する力である「福祉マインド」を身に付ける。福祉マインドは「やさしい心」や「思いやりの心」と捉えられがちであるが、ここでいう福祉マインドとは、人間の尊厳などの価値を踏まえて自らが社会的役割を実行するために必要な素養である。

社会福祉学教育によって習得される社会福祉学に固有な能力は、1)個人の尊厳を重視し支援する能力、2)生活問題を発見し、普遍化する能力、3)社会資源を調整・開発する能力、4)社会福祉の運営に貢献する能力、5)権利を擁護する能力、6)個人の力を高め社会を開発する能力、の6点に整理できる。さらに、これらに加えて、1)社会で暮らす一人ひとりの生活を重視し、多様な価値観を受容する、2)人権の視点を持ち差別や社会的排除の問題に気づく、3)他人の話に耳をかたむけ、その人が抱えている課題を認識し、それが社会の問題であるとして把握する、4)日々の生活の中で市民としての責務をはたし、市民性を発揮する、5)市民社会のさまざまな活動に積極的に参加し、広く人々の生活の質の向上に貢献する、6)他者と協同してよりよい共生社会を構築するための役割を担う、といったジェネリックスキルも習得される。

(4) 学修方法および学修成果の評価方法に関する基本的な考え

社会福祉学教育では多様な学修方法が用いられ、それらが有機的な関連性をもって提供されることによって、個人と社会の幸福の追求に関わる価値、倫理、理論、方法に関する知識・スキルを含めた福祉マインドの習得が可能になる。また、大学のみならず関連機関や地域との密接な連携を図るとともに、保健学、医学、看護学、教育学などの隣接科学との連携教育も重要になる。このような多様な学修方法で展開される社会福祉学の専門教育の成果は、単なる知識の総量で測定することができない要素を多く含んでおり、評価においては、各場面に応じた個別的な学修目標の設定と多様な指標やアプローチによる評価方法の採用が求められる。

(5) 市民性の涵養をめぐる専門教育と教養教育の関わり

共生社会の実現を含め、公共的な課題が増大する現代社会において、社会福祉学は市民性を涵養する教養教育においても重要な役割を担っている。さらに、学問分野の枠を超えて共通に求められる知識や技法を提供する教養教育を基盤として、社会福祉学の専門教育においては、市民性の現実社会における組織化や展開を支援するファシリテーターを育成することが期待されている。

(6) 社会福祉学教育をめぐる今後の課題

社会福祉学教育においては、国内では進学・就職キャリアの過程が多様化するユニバーサル化が進展し、国外との関係においては、教育の標準化・透明化や資格の互換

性の確保を志向するグローバル化が求められている。社会福祉学教育はこうした2つの動向を視野に入れ、その教育内容が点検されなければならない。

目 次

1	はじめに	1
2	社会福祉学の定義	1
3	社会福祉学の固有の特性	3
(1)	社会福祉学の固有の視点	3
(2)	社会福祉学の役割	4
4	社会福祉学を学ぶ学生が身に付けるべき基本的素養	4
(1)	社会福祉学分野の学びを通して獲得すべき基本的な知識と理解	4
(2)	当該分野の学びを通じて獲得すべき基本的な能力	5
①	社会福祉学に固有な能力	5
②	ジェネリックスキル	6
5	学修方法および学修成果の評価方法に関する基本的な考え方	7
(1)	社会福祉学の専門教育の方法	7
①	講義	8
②	演習	8
③	実習／フィールドワーク	8
④	卒業論文および論文指導	9
(2)	評価の観点と方法	9
①	講義	10
②	演習	10
③	実習／フィールドワーク	10
④	卒業論文および論文指導	11
6	市民性の涵養をめぐる専門教育と教養教育の関わり	11
(1)	市民性の涵養と社会福祉学教育	11
(2)	教養教育と社会福祉学専門教育との関係	11
7	社会福祉学教育の今後の課題	12
(1)	社会福祉学教育のユニバーサル化とグローバル化	12
①	ユニバーサル化がもたらす社会福祉学の方向	12
②	グローバル化がもたらす社会福祉学教育の方向	13
(2)	社会福祉学教育の今後の役割	13
(3)	社会福祉学研究・教育の今後の方向	14
<参考資料 1>	引用・参考文献	16
<参考資料 2>	社会福祉学分野の参照基準検討分科会審議経過	17
<参考資料 3>	公開シンポジウム	18

1 はじめに

4年生大学への大学進学率が5割を超え、大学は多様な人材が入学してくるユニバーサル化の波にある。それは、学力の差が生じるというだけでなく、社会人や従来と異なるキャリアを求める学生が増加することを意味する。こうした多様化する学生のニーズに的確に応える教育が求められている。一方、大学は多くの海外からの留学生を受け入れており、国内の大学間での教育内容や教育水準の標準化に加えて、海外の大学とも共通した教育内容や水準を有するグローバル化が求められている。こうしたことに、社会福祉学の教育はどのように応えていくかが問われている。

社会福祉学教育は専門職養成教育から出発したこともあり、教育を受けた者の中に社会福祉士や精神保健福祉士等の国家資格を取得して社会福祉専門職とし就職していく学生が多い。その一方で、社会福祉学の教育を受け、一般企業等に就職していく者もいる。両者の学生の割合は大学により大きく異なることも事実であるが、両者を一体的に捉え、社会福祉学を専攻するすべての学生が習得すべき能力やスキルを明確にする必要がある。

以上のような状況を考えて、日本の社会福祉学教育についてすべての学生に共通した基本的な教育を行い、それを基盤にして、さらに多様な学生のニーズに応えていくべき教育内容の検討が必要になっている。そのため、第22期日本学術会議において2013年5月21日に第1回目の「社会福祉学分野の参照基準検討分科会」をもち、総計7回の分科会を開催し、検討してきた。第22期で本分科会は非常設のためいったん解散し、第23期になり、再度同名の分科会を設置し、従来からの議論を継続し、1回の審議のもと、以下のような方法で社会福祉学教育を推進していくべきであるとの結論に達した。ここに、その結果を報告し、社会福祉学系の学部や学科の教育の指針にしていきたいと願っている。

2 社会福祉学の定義

社会福祉学が対象とする「社会福祉」とは、人々が抱える様々な生活問題の中で社会的支援が必要な問題を対象とし、その問題の解決に向けた社会資源（モノやサービス）の確保、具体的な改善計画や運営組織などの方策や、その意味づけを含んだ「社会福祉政策」（以下、政策と略す）と、問題を抱えた個人や家族への個別具体的な働きかけと、地域や社会への開発的働きかけを行う「社会福祉実践」（以下、実践と略す）によって構成される総体である。

社会福祉は、近代以前から多様な形で行われてきた救済活動に端を発しているが、近代市民社会以降、産業化に伴う社会問題の解決のために、より組織的なものとなり、一つの社会制度となっていった。

近代市民社会においては、人びとの自由・自立が重んじられ、基本的に人々が抱える生活問題の解決は個人や家族に委ねられる。だが、そのような自助に任せては、社会問題の解決に至らず、近代社会が自由・自立とともに重視してきた人権や社会正義に反する

状況が生まれてくる。また、それらの状況の放置によって、社会の統合や連帯が脅かされることがある。このため、貧困の事後的な救済だけでなく、その多様なリスクを予防する体系として福祉国家政策が形成されたのである。

しかし貧困リスクの予防の体系が張り巡らされても、そこから取りこぼされる問題は、いつの時代でも生み出される。例えば現代では、少子高齢化の進展や、女性の社会進出の拡大により、女性に過度に依存した家族ケアの限界が明らかになり、ワークライフバランスの必要性や、子育て支援や高齢者や障害者などへの介護の社会化が課題となっている。また経済のグローバル化に伴い雇用の流動化が進む中、若者や中高年の失業や不安定就労が問題となっており、社会保険による予防の体系としての福祉国家政策の限界が明らかになり、再び貧困問題が新たな課題となっている。そして地域社会では、一人暮らし世帯が増加する中、孤独死など社会的紐帯の喪失が大きな課題となっている。

すべての社会構成員が幸福 (well-being) である社会などは理想郷ではない。しかしすべての社会構成員が自らの幸福を追求できない社会は不公正である。社会福祉は、多様な価値観を有する人々が、自らの幸福を追求できる共生社会をめざし、そのための社会的条件を整備するものである。具体的に社会福祉の活動とは、社会の変化の中で生じている多様な自助の困難を示す課題に対する社会の政策であり、また個別具体的な援助や、地域や社会における新たな社会資源を開発する実践である。

「社会福祉学」は第一に、以上のように形成されてきた社会福祉の政策と実践の「現実 (実体)」を対象とし、なぜそのような現実 (実体) が存在するかを、その矛盾も含めて系統的に追究する学問である。また第二に、多様な個人の幸福の追求を支える、誰にとっても生きやすい社会の幸福を追求するためのあり方を提起する学問である。

日本学術会議は学問と社会のあり方について多くの提言をしてきたが、『新しい学問の在り方—真の science for society を求めて—』(平成 17 年、学問の在り方常置委員会)では、学問は「あるものの探究」(認識科学)と「あるべきものの探求」(設計科学)が統合されなければならないとしており、認識科学が検証すべきものが「事実命題」であり、設計科学が検証するのは「価値命題」であるとしている[1]。その意味では、社会福祉学は認識科学と設計科学を一体的に捉えることであり、同時に、社会福祉学には目的・目標が存在し、価値を作り出し、それを実現することに核心があるといえる。

学の対象としての社会福祉は、他の学問(社会学・経済学・経営学・法学・政治学・哲学・心理学・医学・保健学など)からもアプローチ可能な研究領域であり、その意味で学際的分野であるとも言える。しかし社会福祉学は、社会福祉そのものを直接対象とし、それを構成する具体的制度や実践方法を分析する科学であるとともに、そこに貫かれる目的・規範を俯瞰的に検証し、社会福祉が実現すべき価値を提起し、それを具体化するための政策や実践を設計するための科学であり、固有の学問体系として追究されてきた。なお社会福祉学と緊密な分野として保育学や介護福祉学を位置付けることができる。

他の国においては、政策と実践を明確に分け、前者をソーシャルポリシー、後者をソーシャルワークとして学問体系を形成している場合がある。一般的にソーシャルポリシーが扱う領域は、年金などの所得保障、保健医療サービス、住宅サービス、雇用サービス、教

育サービス、ソーシャルケアサービスなどを含んでいる。しかしそれに対して日本の社会福祉学では、政策と実践のいずれを主にとらえるかについての論争はあったものの、政策と実践の相互関係を重視してきたことに特徴がある。

社会福祉学を学ぶことは、社会福祉専門職に必要な知識・技術・倫理を習得することにとどまらず、一般の職業人としても必要な個人と社会の幸福を追求する「福祉マインド」を習得し、個人の尊厳や多様性を尊重しつつ、社会の連帯に基づいた共生社会の実現に貢献しうる市民の育成に必要な基礎を提供するものである。

3 社会福祉学の固有の特性

(1) 社会福祉学の固有の視点

実体としての社会福祉を、政策と実践に分け、これらが相互に関連するシステムとして捉えるのが社会福祉学の固有の視点の第一である。社会福祉学の草創期においては、社会福祉の本質をめぐって論争がなされたが、その主要な対立点は政策と実践のいずれを本質とみなすかについてであった。しかし現在においては、両者の関係性に着目することの重要性が指摘されている。例えば、自助の困難を社会的に解決するための方策は、問題の定義づけ、資源確保、制度設計や運営計画、利用者の資格要件設定などの政策（その主体は政府にとどまらず地域や民間団体によって行われるものを含む）を必要とする。だが、多様な自助の困難が、さしあたり個別の生活者に出現するとすれば、その発見や相談が政策の前提になり、また具体的な政策実施の現場では、個別実践が実施される必要がある。この実践は、一方で政策の意図を実現する役割が期待されるが、他方で政策の切り捨てた問題や、その手法の矛盾を、問題を抱えた個人や家族の立場に立ちながら、政策にフィードバックしていく役割を内包している。具体的には、科学的根拠をもとに、新たなプログラムや社会資源を開発することや、地域福祉実践による住民の福祉サービスニーズの顕在化や住民参加を踏まえた地域福祉計画の策定などが求められている。

このように政策と実践の相互関連システムとして社会福祉学が捉えるのは、対象となる問題が、個人々の生活問題でありながら、社会全体の問題でもあるという、問題の二重性が基礎にある。またこれを基礎に、個人の問題解決（個人の幸福の追求）であるばかりでなく、個人の多様な幸福追求を前提としつつ社会の連帯を強めていく（社会の幸福の追求）役割を担っているからでもある。このため政策と実践はいくつかの段階を経ながらも、相互関連のシステムを構築せざるを得ず、またその連関の中に政策批判・改善の方向の提示や、個人の主体性をより強固なものにしていく可能性を含むのである。

第二の視点は、この政策と実践の連関システムとしての社会福祉の実体を、これを貫く価値や規範とともに把握することである。社会福祉の現実を構成する政策も実践も、実は異なった多様な価値や規範を基底にしており、またその価値や規範の社会的な意味づけも社会構造の変動を受けて変化している。例えば先に述べた人権や社会正義の解釈も多様であり、自由・自立という近代市民社会の規範との間での葛藤がある。政策と実

践の連関システムとしての社会福祉の実体を把握し、批判的に検討していくことは、同時にどのような価値・規範がそれらを一貫しているかを探究することでもある。社会福祉のあり方の提起もまた、新たな価値や解釈の提起となるはずである。

こうして、社会福祉学の学問としての固有性は、政策と実践の連関システムの把握と、実体と価値との関連の追究という、二段構えの複眼的視点に立つことであるといえよう。

(2) 社会福祉学の役割

社会福祉学の成立は、社会福祉に従事する専門職養成教育が出発点にある。大学において、社会福祉教育（当時は社会事業教育）が始まったのは、1918年に宗教大学（現：大正大学）に社会事業研究室が設置され、その後、東洋大学、日本女子大学、明治学院高等学部、同志社大学などに教育課程が設置された。日中戦争下の戦時統制が進む中で、一時廃止や改組となったが、戦後復活し、特に占領期にGHQの指導によりアメリカのソーシャルワークが導入され、社会福祉専門職（ソーシャルワーカー）の養成課程や現任訓練の整備がすすめられた。1954年には社会福祉学会が設立された（現在会員4,911人、2015年3月末現在）。また、1987年に社会福祉士及び介護福祉士法が、1997年に精神保健福祉士法が成立し、国家資格となった（社会福祉士登録者数185,749人、精神保健福祉士登録者数67,896人、2015年3月末現在）。また社会福祉士の養成課程をもつ4年制大学及び高度専門士専修学校は、延べ224校（同一校で複数の課程を有するところを含む、2015年社会福祉士試験受験実績）である。

このように社会福祉学の歴史的な役割は、社会福祉専門職として必要な倫理・知識・技術などを研究し、教育することであった。しかし現代においては、それにとどまるものではない。なぜなら社会福祉の政策・実践を担うのは社会福祉専門職だけではないからである。生活問題を抱える当事者やその団体、地域住民、民間非営利団体、民間営利団体、自治体、国など、関係する様々なセクターが関連しあっている。またマスメディアや一般市民なども社会福祉の具体的なあり方に強い関心を抱いている。これらは異なった価値や利害関係を持つが、社会福祉学は、政策や実践の相互連関システムの学術的解明やデータ構築を基礎に、新たな価値を含んだ解決の方向性を示す役割を担っている。特に、社会福祉学は、貧困、虐待や社会的排除、差別、重い障害や傷病、孤立など深刻な生活問題と強く関わっており、こうした問題を社会へ提起すると共に、それらの問題を抱えた人々を含んだ個人の幸福の追求を社会の幸福の追求につなげていく道筋を明らかにしていく責任を持っている。

4 社会福祉学を学ぶ学生が身に付けるべき基本的素養

(1) 社会福祉学分野の学びを通して獲得すべき基本的な知識と理解

社会福祉学の固有性は、政策と実践の連関システムとして把握すること、および実体と価値の関連を探究することであるが、社会福祉学を学ぶ学生が基本的に身に付けるべきことは、個人と社会の幸福を追求し、それらが相互に関連していることを理解し、個人の問題解決と社会の連帯をどのように実現するかを俯瞰的に捉えることである。そし

てそのことを説明できる力が「福祉マインド」である。福祉マインドというと「やさしい心」や「思いやりの心」と捉えられがちであるが、社会福祉学における福祉マインドは、人間の尊厳などの価値を踏まえて自らが社会的役割を実行するために必要な素養である。

個人の幸福を追求するためにまず必要なことは、社会を構成する一人ひとりの人間の尊厳や多様性を十分に理解することである。これによって、お互いの人権と自由を大切にすることを習得し、共感と連帯の意味を説明することができる。また、生活問題を顕在化させる構造を、個人の身体・心理的な側面と政治、経済、文化などの社会的な側面との関連から理解しなければならない。個人と社会の相互作用の中で生じているさまざまな生活問題を、個人と社会の接点に着目し、その関係を学ぶことによって、現代社会の不平等が、人間本来の差異（性や年齢、疾病や障害の有無など）や社会構造の変動に伴って排除を生み、多様な社会的格差を形成してきたことを説明することができる。

このように社会福祉学の学びは、目の前に起きている課題に気づき、社会構造との関連で問題として理解し、さらにその上で、生活問題を抱える人々の課題をその人の社会的資源を活用してその人の問題として捉えなおすことを通じて、動的（ダイナミック）な臨床的知を追究するところに大きな特徴がある。理論、歴史、法制度などの学習と実践現場（フィールド）の学びの循環によって、福祉マインドを習得することができる。

(2) 当該分野の学びを通じて獲得すべき基本的な能力

① 社会福祉学に固有の能力

福祉マインドを身に付けた者は、生活問題に直面する人々を認識・発見し、それらの人々の相談に応じ、必要に応じたサービスの利用を支援するとともに、関係するさまざまな専門職や事業者、ボランティアなどとの連携を図ることを通じて、地域社会の資源を掘り起こし、個人と社会の問題を解決する能力をもつことができる。それらは、以下の6点に整理できる。

ア 個人の尊厳を重視し支援する能力

社会で生きるすべての人々に尊厳の保持が求められている。生活問題を抱える人々の尊厳を保持しながら、自らの問題に取り組もうとする意思を支援し、個人がもつ力を最大限高めることは、当事者の立場にたつ社会福祉の基本であり、社会福祉学を学ぶことでそれを実践することができる。

イ 生活問題を発見し、普遍化する能力

われわれの生活は個々の人間の個別で多様な人生であると同時に、他の人々や置かれている環境との相互依存的な性格をもっている。自己覚知と他者理解の学びを通じて、生活問題を抱える人々のニーズを発見することができる。また、発見した問題を社会との関係で検証し、詳細に分析することによって、それを普遍化することができる。

ウ 社会資源を調整・開発する能力

社会経済構造の変動に伴う生活環境の悪化を背景として、孤立・孤独死、虐待、消費者被害、ホームレス、ワーキングプアなど、社会関係の脆弱化にともなうさまざまな生活上の困難が問題となっている。これらの問題に対しては、これまでの福祉サービスの提供組織に加え、住民において潜在化している連帯への意志を掘り起こし、つながりに向けた行動の可能性を顕在化させて対応する必要がある。地域の「見守り」やネットワークのあり方などを学ぶことで、さまざまな社会資源を調整し、一人ひとりの問題を解決し、同時に社会との関わりで新しい社会資源を開発することができる。

エ 社会福祉の運営に貢献する能力

社会福祉は、国や自治体、社会福祉法人、保健医療組織、NPO、福祉産業、生活協同組織、互助組織、当事者組織、住民組織など、さまざまな団体や機関によって運営されている。地域を基盤とした公私の連携や住民参加が進む中、権限、情報、人員、財源などの社会福祉の組織の構成要素を学び、社会福祉の運営に関する知識・スキルを習得することによって、効果的かつ効率的な社会福祉の運営に貢献することができる。

オ 権利を擁護する能力

生活問題に直面している人々の権利を擁護するシステムは、地域権利擁護事業や成年後見制度、第三者評価制度や苦情対応システムなど、近年充実しているが、それらの現状と課題を把握し、人権に関する理解を深めることによって、サービス利用者の代弁者としての役割を担うアドボカシー（権利擁護）の能力をもつことができる。また、一人ひとりの権利を擁護することによって、個人が自らの幸福を追求するための社会的条件を整備することができる。

カ 個人の高め社会を開発する能力

社会福祉分野においては、政策から切り捨てられている問題や制度の枠から漏れてしまっている問題に目を向け、それを普遍化し、社会変革につながる活動を支援することが求められる。個人や家族の主体性を重視し、社会正義に基づき、エビデンスを基盤とする実践を展開することによって、個人がもつ力を高めると同時に新しい社会を開発する能力を培うことができる。

② ジェネリックスキル

社会福祉学を学ぶ者は、個人と社会の幸福を、両者の連関を踏まえて追求する福祉マインドを身に付けることができる。その中には、問題に気づくセンスや市民として適切な行動を取ることができる能力が含まれている。この能力は、社会で生活してい

く上で以下のような一般的・汎用的な有用性をもつものである。

- ア 社会で暮らす一人ひとりの生活を重視し、多様な価値観を受容することができる。
- イ 人権の視点をもち差別や社会的排除の問題に気づくことができる。
- ウ 他人の話に耳をかたむけ、その人が抱えている課題を認識し、それが社会の問題であると把握することができる。
- エ 日々の生活の中で市民としての責務をはたし、市民性を発揮することができる。
- オ 市民社会のさまざまな活動に積極的に参加し、広く人々の生活の質の向上に貢献することができる。
- カ 他者と協同して、よりよい共生社会を構築するための役割を担うことができる。

5 学修方法および学修成果の評価方法に関する基本的な考え方

(1) 社会福祉学の専門教育の方法

近年の福祉ニーズの増大とその多様化・高度化は、従来にもまして社会福祉学の専門教育に多様な知識と高度な専門的技術の習得を求めている。社会福祉学の専門職教育の質保証に関わる社会福祉士養成課程カリキュラムについても、2007年の社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正によって内容が見直され、新カリキュラムは、5つの科目群に対して大学等における指定科目が22科目、基礎科目が16科目となり、それぞれ12科目、6科目であった旧カリキュラムに比べ大幅に増加している。日本学術会議「近未来の社会福祉教育の在り方について—ソーシャルワーク専門職資格の再編成に向けて—」

(2008年) [2]においても、社会科学や人文科学等を射程に入れた幅広いカリキュラムの編成や、多様な職能団体、専門職、地域・国との連携による教育、研究、実践の相互発展的な展開が提言されている。他方、設立以来、社会福祉教育におけるコア・カリキュラムの検討を行っている一般社団法人社会福祉教育学校連盟(以下、学校連盟)では、当初は比較的自由度が高い「社会福祉学」コア・カリキュラムと、より体系的な「社会福祉専門職養成」コア・カリキュラムの並立案を示していたが、その後、認証評価との関連で大学の志向性に関わらず共有すべきものとして両者を統合し、2011年に「社会福祉学を基礎とするソーシャルワーク教育のコア・カリキュラム」を提案している[3]。

これらの2つのカリキュラムは、いずれも専門職教育の質保証には重要な役割をはたしているが、本報告が提起する参照基準とは目的を異にするものである。本報告でいう参照基準とは、学生の進路が多様化している状況において、教育内容の直接的、外形的な標準を示すのではなく、社会福祉学を学ぶすべての学生が身に付けるべき基本的能力を同定し、各大学がそれぞれの教育理念や現実に即して自主的・自律的に学修目標や内容を検討する際に、参考として供するためのものである。したがって、参照基準は上記のコア・カリキュラムと本質的に競合しあうものではなく、各大学が自主的に取捨選択して活用すべきものである。

このような前提をふまえたうえで、ここでは、社会福祉学の専門教育の方法について

言及する。社会福祉学の専門教育には、講義、演習、実習／フィールドワーク、卒業論文および論文指導など多様な方法が採用されるが、社会福祉学における固有の能力およびジェネリックなスキルを習得するために、各方法の内容特性や留意すべき点をあげれば以下の通りである。

① 講義

社会福祉学に関する基本的理念や原理、歴史的発展、思想などに関する知識や、社会福祉問題の実態や関連要因を含めたその生成過程、社会福祉に関わる法や制度、社会福祉実践を必要とする利用者の特性、社会福祉実践に関わる価値、倫理、理論、方法など、講義を通して知識として習得すべき事柄は多い。ただし、政策と実践の連関を把握し、実体と価値の関連を追究するという複眼的視点をもつ社会福祉学の特性から、単にこれらを個別的な知識として習得するのみでは不十分であり、それらを相互に関連づけて説明し、連関のあり様を理解する洞察力や、政策と実践の各領域においてその解決方法を考究する思考力を養う工夫が求められる。例えば、講義の中に、社会福祉の理念や法・制度がその時々々の社会状況とどのように関連しあいながら変遷したのかを追究する歴史研究や、個別的な事例をとりあげ、その問題解決過程を分析する事例研究などの視点や成果を盛り込むことは有効であろう。

② 演習

演習は、大別して社会福祉理論や問題を科学的に理解するために、文献やデータを少人数で討論しながら解読していくものと、社会福祉実践の事例などを通してその実践プロセスを理解し、多様な支援の方法や技術を習得するためのものがある。このうち、前者においては、同時に調査手法やプレゼンテーション能力などの習得も目指される。調査については、統計的解析技法の習得を必要とする定量的な調査方法と、フィールドワークやヒアリングなどによって得られる質的データを分析する定性的な調査方法があり、双方の方法論が習得されることが望ましい。他方、後者の演習については、利用者と社会環境の相互作用に関わる総合的なアセスメントの方法や、各種の実践に必要な支援技術が、ロールプレイや事例研究などを通して習得される。こうした支援技術の習得をめざす演習においては、大学教育におけるマスプロ化や通信制など教育方法の多様化が進む中においても、一人一人の学生に向き合い、支援の基盤となる内面的成長までも視野にいたした人間教育が求められる。

③ 実習／フィールドワーク

社会福祉が対象とする問題の多様化や複雑化は、多様な実践現場や地域における実習／フィールドワークの重要性を喚起している。実習／フィールドワークの現場は、社会福祉士養成課程カリキュラムで認められた機関や施設に限らず、国内外で先進的な実践を展開しているNPOやNGO、被災地や過疎地、海外などに拡大している。これらの実習／フィールドワークを通して、学生は異なる文化や環境のもとで生活す

る個人や社会の実態やニーズを体験的に学び、両者の幸福の追求に必要な政策や実践のあり方を追究することができる。また、こうした学びを通して、多様な価値観、歴史、文化、資源、制度、政策、実践などの連関によって成立する社会福祉のあり方を相対化する能力を養い、現実社会のニーズに応じた社会福祉政策や実践を開発する力量を高めることができる。

④ 卒業論文および論文指導

社会福祉学の専門教育では、人と社会を構成する多様な要素やそれらの相互作用関係を把握・理解し、問題が生成されるメカニズムを明らかにすることが必要である。また、こうした理解を前提として社会福祉政策や実践の評価と開発が行われる。そのために、問題意識の明確化と対象課題の焦点化、文献探索と講読による知識や理論の解読、各種統計データの活用、適切な社会調査法の適用による実態把握や分析・考察を含む論文作成が求められる。この一連のプロセスを通して、学士課程教育で集積される知識の体系化や論理構成能力の涵養が図られるとともに、それらを他者に説明する能力を養うことができる。

各科目や方法は相互にフィードバックしあいながら、有機的な関連性をもって提供されることによってダイナミックな臨床における知の習得が可能になる。なお、社会福祉実践の現場や国内外の地域における参加型学習においては、大学教員のみならず社会福祉の実践機関や地域との密接な連携が不可欠である。加えて、地域包括ケアシステムの構築や多機関・多職種協働によるチームアプローチの展開が求められていることから、社会福祉学のみならず、保健学、医学、看護学、教育学などの隣接科学との連携教育の推進を図ることも重要である。

(2) 評価の観点と方法

社会福祉学の専門教育の評価は、他の社会科学諸分野における評価と共通性をもちつつも、社会福祉学の固有の特性を反映する特徴も有している。

例えば、社会福祉学における専門職業教育の領域では、社会福祉士や精神保健福祉士などの国家試験が存在し、その試験の結果がアウトプット評価の一部となっている。しかしながら、専門職業教育を志向しない学生や国家試験を受験しない学生も存在する。また、択一式の試験方式による評価には限界もある。本来、多様な方法で展開される社会福祉学の専門教育の評価は、アウトプットおよびプロセスの両面において多面的であり複雑である。なぜならば、既述した社会福祉学分野での学びを通じて獲得すべき能力は、局面ごとに必要な細分化された諸能力の総体として成り立っており、さらに単なる知識の総量で評価することができない要素を多く含んでいるためである。

例えば、「個人の尊厳を重視し支援する能力」は、共感的なコミュニケーションによって信頼関係を築く能力、個人がもつニーズをアセスメントし、各個人との協働により効果的な支援方法の選択と展開を図る能力、支援の展開状況をモニタリングしながら効果

評価を行う能力、支援のあり方を改善・開発する能力、支援の展開にあたって多機関・多職種とのチームアプローチを理解し実践する能力などに細分化される。こうした能力の習得状況を評価するためには、個別の領域や課題ごとに評価項目を設定し、学生や課題の個別性を視野にいたしたプロセス評価を行う必要がある。現在、社会福祉士養成課程のカリキュラムにおいては、支援技術の習得をめざす演習において教員一人当たりの学生数が制限されるなど、個別のプロセス評価が可能な環境整備が義務づけられているが、そのほかの教育方法についても、具体的な学修目標の設定と効果的な評価方法が検討されてよいだろう。以下では、教育方法別に評価の観点や方法の大まかな特徴をあげておきたい。

① 講義

講義では、社会福祉学の基本理念や思想をはじめ、社会福祉に関わる法や制度に関する知識の習得の程度を確認する。そのうえで、それらの知識をもとに、特定の事象をめぐる個人と社会の連関を分析・説明する洞察力や、課題の析出と問題解決の方策を導出する思考力を評価する方法の活用が求められる。同様に、社会福祉実践の領域においても、価値や倫理、理論や支援方法の知識としての理解を前提に、具体的な事例や場面における適用が評価されなければならない。

② 演習

演習では、文献やデータが解読できているかどうかを少人数での討論やレポートなどで確認する。同時に、討論やレポートの内容を精査する中で、異なる見解の理解や自身の見解の発展も評価できる。また、データのプレゼンテーションは、学修のプロセスであると同時に評価の対象ともなるだろう。さらに支援技術に関しては、事例のアセスメントや支援プランの作成などを通して方法やスキルの評価を行うとともに、支援の前提ともなる自己や他者の理解に加えて、共感性の向上といった支援者としての資質の向上についても評価される。

③ 実習／フィールドワーク

実習／フィールドワークでは、現実の場面や状況に応じて求められる能力の総合的、実践的涵養がめざされており、その評価は他の方法に比べてより困難である。現実の課題は個別のかつ流動的であり、普遍的な正解があるわけではない。そのような状況に身をおきながら、学生が利用者、実践機関、専門職、地域社会との関わりを通して現状や課題を分析し、適切な支援の適用を試みるプロセス全体が評価の対象になる。評価にあたっては、教員による観察、学生との面接、各種の記録、現場の指導者や関係者からのフィードバックなどが重要になる。こうした一連の評価は、大学教員による評価に加えて、学生の内面的変化に対する自己評価や、現場指導者を含めた外部専門家からの評価も統合させながら総合的に行われる必要がある。

④ 卒業論文および論文指導

卒業論文は、問題意識や着眼点の重要性や独創性、仮説の妥当性、先行研究の収集や整理、方法論の適切性、論文構成および論旨の明確性や一貫性、結果の意義や有用性、日本語表記の適切性などによって評価される。また、論文指導においては論文作成に至る学びのプロセスが評価の対象となる。

各大学は、このようなプロセス評価を自主的、継続的に実施し、各科目や方法における教育の質の担保を図ることが求められる。

6 市民性の涵養をめぐる専門教育と教養教育の関わり

(1) 市民性の涵養と社会福祉学教育

少子高齢化やグローバル化が進み、格差、貧困、社会的孤立などの社会問題が拡大する中で、人々が生活の質を確保しながら住み慣れた地域で暮らすことのできる共生社会の実現が公共的課題になっている。これまで、社会福祉は多様な価値観を有する人々が、自らの幸福を追求できる共生社会の構築をめざし、そのための社会的条件の整備や、個人や地域への援助を提供あるいは開発する実践として展開されてきた。このような経緯をふまえば、共生社会の構築をはじめとする公共的課題に対して、社会福祉学が果たす役割は従来にもまして重要になっているといつてよいだろう。さらに、共生社会の構築は、当然のことながら社会福祉専門職のみによって担われるのではなく、多様な組織や人々の理解と参加を不可欠とする。こうした観点からも、社会福祉学を学び、福祉マインドをもった市民の育成が大いに期待される場所である。

(2) 教養教育と社会福祉学専門教育との関係

日本学術会議は、「行き過ぎた専門主義の傾向が、民主主義社会を支える人々の共通の価値基盤を掘り崩すおそれ」を理由として、市民性の涵養を目的とする市民教育が必要とされた歴史的経緯を述べている[4]。ここでいう「市民性」とは、「社会の公共的課題に対して立場や背景の異なる他者と連帯しつつ取り組む姿勢と行動」をさす。社会福祉学は個人の尊厳や多様性を尊重しつつ、自らの幸福を追求できる共生社会の構築をめざす学問領域であることは既述したとおりである。そうであるとするならば、社会福祉学は市民性を涵養する教養教育においても一定の役割をはたすべきであろう。そのうえで、社会福祉学の専門教育においては、市民性の涵養にとどまらず、その発展を促す諸理論や方法の追究をとおして、市民性の現実社会における組織化や展開を支援するファシリテーター（市民の参加を促す役割を担う人）を育成することが求められる。

それでは、社会福祉学の学士課程教育における、市民性を涵養する教養教育とは何であろうか。既述したように、社会福祉学の学びを通じて獲得すべき基本的な知識と理解は、生活場面で生起する問題や課題を社会構造との連関の中で理解し、必要な社会資源を活用して個人の幸福と社会の幸福を追求する福祉マインドの習得にある。そのために

は、個人と社会をめぐる様々な学問の基礎が幅広く習得されなければならない。例えば、心理学、哲学、法学、政治学、社会学、経済学、保健学などをはじめコミュニケーション能力の向上をめざす諸領域や、バリアフリー社会の実現に必要な福祉工学や情報科学といった自然科学の諸領域の基礎的理解も必要である。このような幅広い領域を含みながら、学問分野の枠を超えて共通に求められる知識や技法を提供する教養教育を通して、様々な視点から物事をみる能力や総合的に判断する能力が培われ、諸学問のなかにおける社会福祉学の位置づけを相対化し、社会福祉学の社会的、公共的意義や固有性、あるいはその限界や課題の認識を深めることができるのである。また、教養教育と専門教育との相互作用効果により、社会福祉学の内容を専門外の人々にもわかるように説明し、立場や背景の異なる他者と連帯しつつ取り組む姿勢と行動のできる市民性の涵養を図ることが可能になるのである。日本学術会議が提起するように、教養教育と専門教育は相互に無関係ではありえない。学士課程教育を受けて社会に巣立つ一人の学生は、専門的知識を備えた職業人であるとともに市民でもあることに鑑みると、教養教育と専門教育は、一人の人間において統合が目指されるべきであり、大学にはそれを可能にするカリキュラムを提供することが求められる。

7 社会福祉学教育の今後の課題

(1) 社会福祉学教育のユニバーサル化とグローバル化

社会福祉学教育は国内にあってはユニバーサル化が進展し、国外との関係においてはグローバル化が求められている。前者のユニバーサル化は個々の学生の進学や就職に対するキャリア形成が多様化し、大学と職業の関係が流動化していることである[5]。一方、グローバル化は、ボローニア宣言[6]にあるように世界のどの国の大学においても共通する核となる教育を行うことで、国際的に共通する大学教育を進めていこうとするものである。社会福祉学教育もこうした2つの動向に合わせて教育内容が点検されなければならない。

① ユニバーサル化がもたらす社会福祉学の方向

大学教育におけるユニバーサル化とは、単に進学率が高くなるだけでなく、多様な学生が大学に進学し卒業していくことで、進学・就職キャリアの過程が多様化することを意味する。社会福祉学にあっては、ソーシャルワーカーを希望する専門職志向の高い者から、社会福祉学を身に付け、一般企業等で仕事をしていくといった者まで、従来にも増して学生の志向性が多様化することを意味している。さらに、ユニバーサル化は従来の高等学校を卒業して入学してくる学生だけでなく、社会人や留学生といった多様な学生の増大にもつながるため、そうした学生の多様なニーズに応えられる教育が求められている。さらに専門職志向の学生間でも、社会福祉施設や地域の相談機関で働きたいといった従来型の専門職志向の学生だけでなく、国際的なNGOでの活動や国内のNPOでの活動に関心があったり、まちづくりや社会福祉事業所の起業を志

向する学生も増加してきている。このようなユニバーサル化を推進することで、社会福祉学教育の改革が求められている。

② グローバル化がもたらす社会福祉学教育の方向

他方、EUにおいては、1998年のソルボンヌ宣言[7]や翌年のボローニア宣言以降、大学教育の質を保障し、学位システムを共通化し、資格の相互承認が進められてきた。社会福祉学教育においてもグローバル化のもとで、教育内容について透明性の確保を図り、教育の質を保証しつつ、他国の教育の水準と合わせ、国際的な互換性を高めながら学生や教員の移動も可能にする仕組みが求められている。ひいては、ソーシャルワーカーの資格制度の相互承認を促進していくことが将来的な課題となっている。

既に、EUではソーシャルワーク教育や資格制度について相互承認することが検討されており、アメリカとカナダではソーシャルワークの資格の互換制度ができています。確かに、アメリカやヨーロッパでのソーシャルワーク資格は大学を資格認証する機関が核になっているのに対して、日本の社会福祉士や精神保健福祉士資格は法律に基づいて国が実施するという点で異なる側面があるが[8]、こうしたグローバル化が進展している中で、日本の社会福祉学教育がどのように対応していくのかが問われている。現実には、日本の社会福祉士等の国家資格は、いずれの他国等からも承認が得られておらず、相互互換の資格制度とはなっていない。北東アジアの中で、日本はフロントランナーとして社会福祉士等の国家資格を確立してきたが、その後類似の資格を確立してきた韓国、中国、台湾といった国等との間でさえも、相互に教育制度や教育内容について相互に透明化を図ることも、さらには共通した教育内容を模索するような検討も行われていない。そのため、グローバル化の視点にたつて、北東アジアにおける日本の社会福祉学教育の在り方を点検する必要がある。とりわけ、中国、韓国、台湾等から多くの留学生が社会福祉系大学でも学んでおり、こうした学生が母国等に戻った際に、研究や実践面での連続性が確保できるよう教育体制を整えていく必要がある。

(2) 社会福祉学教育の今後の役割

以上の大学のユニバーサル化とグローバル化に合わせて社会福祉学教育の役割は変化していく必要がある。それは、一方で、福祉マインドをもつ人材を共通基盤として養成していくことに加えて、多様な学生のニーズに合った専門職養成を推進していくことになる。そのため、社会福祉学教育はすべての学生に対して、①個人の尊厳を重視し支援する能力、②生活問題を発見し、普遍化する能力、③社会資源を調整・開発する能力、④社会福祉の運営に貢献する能力、⑤権利を擁護する能力、⑥個人の力を高め社会を開発する能力を有した人材養成が基本であり、こうした基本的な能力を高める観点から講義、演習、実習の科目や内容が再検討される必要がある。そのためには、現在、社会福祉士や精神保健福祉士養成等で求められている科目に加えて、社会福祉の歴史や思想などに関する科目も重要になる。その結果、専門職として就職していく者であろうと、一般企業に就職していく者であろうと、社会福祉学の核となる福祉マインドを習得できる

教育が可能となるだろう。

他方、入学してくる学生の専門職志向が多様化してくることから、学生の多様なニーズに答えていくことが求められている。しかし、こうした多様なニーズに個々の大学がそれぞれ個別に対応することは、膨大な経費を要し、実施が困難である。そのため、個々の大学が自らの教育の理念やアドミッションポリシーに基づき、独自の特色あるカリキュラムを整備し、全国の社会福祉学教育全体で学生の多様な専門職志向に答えていくことが求められる。具体的に必要となるカリキュラムの一例としては、国際 NGO 論、NPO 論、社会福祉サービス起業論、シルバー産業マネジメント論、まちづくり論、社会開発論などが考えられる。

さらには、グローバル化に合わせて、グローバルスタンダードとなっているアメリカや EU でのソーシャルワーカー養成教育を参照して、日本の社会福祉士等の国家資格の内容を検討してみる必要もある。ここでは、実習時間数が大幅に少ない日本の養成教育の問題が露呈することになるが、実習の意義を含めた日本での課題を整理し、よりグローバルスタンダードに近づけていく努力が必要である。とりわけ、北東アジアにおける日本、韓国、中国、台湾は類似の資格を有しており、各国の社会福祉学教育の質を高めるという観点からも、各国間で資格制度やカリキュラム内容について理解を深め、相互の教育内容について可能な限り共通化を図っていくことが求められている。具体的には、まずは4か国での情報交換の場を設け、そこで教育制度や教育内容について共通性と特殊性を明らかにしていく作業を進めることから始める必要がある。こうした努力が、ひいては資格の相互互換の道を開くことにもつながり、さらには、学生や教員だけでなく、国を超えた専門職の移動の可能性も追求していくことになる。とりわけ、北東アジアの国々から多くの留学生を受け入れている日本の社会福祉学教育においては、留学生が帰国して自らの身に付けた知識や技術を本国等で生かしていく仕組みづくりが検討、推進されなければならない。

(3) 社会福祉学研究・教育の今後の方向

以上のように、今後の社会福祉学教育が、学生誰もが身に付けるべき基本的な能力を高める教育内容にしていくとすれば、社会福祉学の研究は、学生が獲得すべき基本的な能力を意識してその領域を広げることになる。したがって、社会福祉学の研究・教育者は広い視野・範囲で研究・教育を行うことになり、他領域の研究者も参画した研究・教育領域を構成することができる。さらに専門職志向の人材に対する多様な教育カリキュラムの提供により、従来の社会福祉学の範疇を超えた領域の拡大によって、これに対応する研究・教育人材が不可欠となることから、新領域における研究への誘導や他領域の研究・教育人材との連携の強化が求められる。

また、グローバル化に対して、社会福祉の現状を含めた社会福祉学教育の内容や課題について国際比較研究を一層進めることが国際的な相互交流を確保することにつながる。一般社団法人日本社会福祉教育学校連盟、一般社団法人日本社会福祉士養成校協会、一般社団法人日本精神保健福祉士養成校協会は世界の教育養成施設との連携を図り、欧

米における基準を参考にしながら、共通化できる部分を模索していくことが求められる。特に、北東アジアでの資格制度間での共通性の確保を図っていくことを具体的に推進していくことが検討課題である。

このような社会福祉学教育を進めていくためには、教育において実践現場と教育現場との融合が必要である。既に、いくつかの大学では社会福祉施設や相談機関を併設している。併設された施設や機関を単に実習機関として位置づけるだけでなく、学生を4年間通じて教育・研修する附属機関として位置づけていくことも検討すべきである。あるいは連携施設・機関を設置し、教育現場と実践現場をつないでいく工夫を検討することも必要である。

<参考資料 1> 引用・参考文献

- [1] 日本学術会議 学術の在り方常置委員会『新しい学術の在り方—真の science for society を求めて—』平成 17 年 8 月 29 日
- [2] 日本学術会議社会学委員会社会福祉学分科会『近未来の社会福祉教育の在り方について—ソーシャルワーク専門職資格の再編成に向けて—』平成 20 年 7 月 14 日
- [3] 社団法人日本社会福祉教育学校連盟『平成 22 年度文部科学省先導的の大学改革推進委託事業 福祉系大学における人材養成機能向上に関する調査研究報告書』平成 23 年
- [4] 日本学術会議『回答：大学教育の分野別質保証の在り方について』2010 年 7 月 22 日
- [5] 金子元久「高等教育ユニバーサル化—「グランドデザイン」への 3 つの論点」アルカディア学報、No. 190、日本私立大学協会
- [6] ボローニャ宣言 (Bologna Declaration) は、1999 年 6 月 19 日にイタリアのボローニャで欧州 29 カ国の教育担当大臣が採択した共同宣言のこと。
http://www.magna-charta.org/resources/files/BOLOGNA_DECLARATION.pdf
- [7] ソルボンヌ宣言 (Sorbonne Declaration) は、1998 年 5 月 25 日にフランス、ドイツ、イタリア、イギリスの教育担当大臣が採択した「ヨーロッパ高等教育システムの構造の調和に関する共同宣言」のこと。
<http://www.win.tue.nl/wsk/onderwijs/internationalisering/sorbonne.html>
- [8] 一般社団法人日本社会福祉教育学校連盟『社会福祉振興・試験センター助成事業 社会福祉士の質の向上に資するコア・カリキュラムに関する研究報告書』2013 年では、アメリカやイギリスでのソーシャルワーカーの認定について詳しい。

<参考資料 2> 社会福祉学分野の参照基準検討分科会審議経過

第 22 期

平成 25 年

- 7 月 26 日 社会福祉学分野の参照基準検討分科会（第 1 回）
役員選出および参照基準の意義と検討課題の検討
- 10 月 1 日 分科会（第 2 回）
社会福祉学の定義の検討
- 11 月 27 日 分科会（第 3 回）
社会福祉学の参照基準の考え方

平成 26 年

- 3 月 3 日 分科会（第 4 回）
社会福祉学の参照基準原案の検討
- 4 月 14 日 分科会（第 5 回）
社会福祉学の参照基準報告書案の検討
- 5 月 30 日 分科会（第 6 回）
社会福祉学の参照基準をめぐる公開討論会の開催について
- 6 月 23 日 分科会（第 7 回）
社会福祉学の参照基準をめぐる公開討論会にむけて
- 7 月 21 日 分科会（第 8 回）
公開討論会における討論内容について
- 9 月 6 日 分科会（第 9 回）
社会福祉学参照基準の最終案の検討

第 23 期

平成 27 年

- 2 月 2 日 分科会（第 1 回）
社会福祉学の参照基準報告書の最終確認
- 5 月 22 日 大学教育の分野別質保証委員会（第 1 回）
報告「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準
社会福祉学分野」について承認

＜参考資料3＞公開シンポジウム

大学教育における社会福祉学分野の質保証 ー学士課程教育における社会福祉学分野の参照基準についてー

主催 日本学術会議社会学委員会社会福祉学分野の参照基準検討分科会

後援 日本社会福祉系学会連合

日時：平成26年7月21日（月）10:00～12:00（受付:9:30）

会場：大正大学 礼拝堂（〒170-8470 東京都豊島区西巢鴨3-20-1 都営地下鉄三田線・西巢鴨駅下車 徒歩2分）

当日受付・事前登録不要・入場無料

＜プログラム＞

＜総合司会＞

和気純子（日本学術会議連携会員、首都大学東京人文科学研究科教授 社会福祉学の参照基準検討分科会副委員長）

◆10:00 ～ 10:10 開催挨拶

白澤政和（日本学術会議会員、桜美林大学大学院老年学研究科教授 社会福祉分野の参照基準検討分科会委員長）

◆10:10 ～ 10:30 分科会報告 「社会福祉学の参照基準案について」

岩崎晋也（日本学術会議連携会員、法政大学現代福祉学部教授 社会福祉学の参照基準検討分科会幹事）

◆10:40 ～ 11:50 パネル・ディスカッション

＜司会＞

金子光一（日本学術会議連携会員、東洋大学社会学部教授 社会福祉学の参照基準検討分科会幹事）

＜パネリスト＞

副田あけみ（日本社会福祉系学会連合会長・関東学院大学教授）

平野 隆之（福祉系大学経営者協議会・日本福祉大学副学長）

宮田 裕司（全国社会福祉法人経営者協議会協議員）

＜指定発言者＞

大島 巖（日本社会福祉教育学校連盟会長・日本学術会議特任連携会委員）

市川 一宏（日本社会福祉士養成校協会相談役・参照基準検討分科会委員）

石川 到覚（日本精神保健福祉士養成校協会会長・日本学術会議特任連携会員）

◆11:50 ～ 12:00 まとめ・閉会挨拶

白澤政和（前掲）